

## 全国経営協

# 東日本大震災復興対策委員会

## 活動情報

No. 1

平成 23 年 11 月 14 日発行  
全国経営協事務局

全国経営協では、今般の震災に際してこの間、全社協・社会福祉施設協議会連絡会を構成する各施設種別協議会との連携のもとで、義援金のよびかけや被災地への施設職員の派遣を通じた支援活動を中心に取り組んでまいりました。その概要は、「東日本大震災 支援活動情報」(No.1～No.23 (9月16日発行))により、逐次、ご報告してきたところです。

あわせて、会報「経営協」9月号で既報のとおり、本会として被災地にある社会福祉法人・福祉施設の復旧・復興に向けた取り組みを支援するため、宮城県仙台市に拠点を設けて個別の支援ニーズの把握や支援体制の整備に向けた取り組みを進めているほか、独立行政法人福祉医療機構との連携のもとで現地相談・説明会の開催や個別法人への訪問相談といった活動を進めています。

これらの活動は、本年5月に開催した平成 23 年度第 1 回本会協議員総会においてその設置が承認された「東日本大震災復興対策委員会」における検討、協議を経て進めています。

### 東日本大震災復興対策委員会 委員名簿

会 長	高 岡 國 士
副会長	武 居 敏
副会長	篠 原 正 治
副会長	森 田 公 一
常任協議員	財 前 民 男
総務委員長	櫛 田 匠
介護保険事業経営委員長	廣 江 研
障害者施設経営委員長	岩 崎 俊 雄
保育所経営委員長	菊 池 繁 信
措置施設経営委員長	浦 野 正 男
岩手県経営協 会長	関 口 知 男
宮城県経営協 理事	佐々木 薫
福島県経営協 会長	星 光一郎
全国青年経営者会	菊 池 俊 則 (岩手県 若竹会)

11月4日(金)に開催した第4回委員会では、これまでの取り組みを振り返るとともに、今後の活動について協議しました。そのなかで、とくに被災した社会福祉法人・福祉施設に対して継続的な情報提供が有用であるとの意見が多く出され、現地での相談・説明会の継続的な開催や、HP や電子メールを活用したニュースの発行等にも引き続き取り組んでいくことが確認されました。

本紙はその一環として、被災した社会福祉法人・福祉施設をはじめ、広く全国経営協会法人に向けて、東日本大震災からの復旧・復興に向けた現地の動向や制度・施策情報の発信、共有を図ることを目的に随時発行するものです。（これに伴い、「支援活動情報」の発行は終了します。）

## 1. 第4回 東日本大震災復興対策委員会を開催

11月4日（金）に開催した委員会では、本会の災害支援やこれからの活動に向けて今後3年間、特別年会費を定めることとしており（9月28日、第2回協議員総会決議）、その準備状況を確認した。

また、9月に実施した宮城県内の被災した社会福祉法人・福祉施設へのフォローアップ訪問の結果並びに10月下旬から実施している福祉医療機構との共催による現地説明・相談会の状況報告があり、それらを踏まえた今後の取り組みについて協議した。

宮城県内約40か所の法人・施設に対するフォローアップ訪問では、

- ・ 6月に国庫補助協議をあげたが、その後の動きがわからないので動きようがない
- ・ 国庫補助が決まらないと、修繕を進めることができない
- ・ 自治体の復興計画ができない限り、法人独自に対応していくことはできない
- ・ 一日も早い復興に向けて動きだしたいが、移転先となる土地を見つけることができない
- ・ 行政に相談してもなかなか回答を得ることができないし、前例にとらわれており、未曾有の大災害からの復興には程遠い状況
- ・ なんとか事業継続をしているが職員の離職もあり、あらたな人材確保に苦慮しているといった厳しい状況を訴える声が多く寄せられた。一方で、法人独自に土地を見つけて国庫補助を待たずに福祉医療機構の融資を活用して施設再建の取り組みを始めている、（地域のニーズ動向や職員の被災もあって）全壊した施設を急いで再建することは考えていない、といった報告もあり、今後、支援ニーズはより個別性が高くなるものと見込まれている。

## 2. 現地説明・相談会の開催

10月24日（月）に岩手県遠野市で開催した現地説明・相談会には、それぞれ10法人ほどの関係者が出席し（全国経営協からは、財前民男常任協議員が出席）、福祉医療機構の融資や国庫補助に関する相談・説明が行われたほか、参加者からは岩手県内で実施されている国庫補助協議に関するヒアリング（査定）が非常に厳しい内容で行われている旨の報告があった。とくに、「原状復旧」のとらえ方が非常に厳しく、補助対象外と査定された経費が相当程度にのぼっていることから、必要額の確保に対する強い懸念が示されている。

11月2日（水）に宮城県柴田町の特別養護老人ホーム常盤園で開催した説明・相談会でも（全国経営協からは、武居敏副会長が出席）、県の所管課から「被災（流失）した施設（と同じもの）を今建てるとしたらいくらになるのかという見積もりを出してほしい」と言われており、その対応に苦慮している、という声が複数の関係者から寄せられた。

これらについては、今後、宮城県内でのヒアリングの状況等に関する状況把握をも進めながら、必要額の確保とともに取り扱いの統一的な対応が図られるよう、厚生労働省等に働きかけていくことを確認した。

あわせて委員会では、現地説明・相談会を継続して開催していくことが必要との確認がなさ

れ、今後、東北厚生局との連携による開催や福島県内での相談会の実施（11/17）を予定している。

なお、本会では福祉医療機構との共催によりこれまでに6月20日仙台市、21日盛岡市、7月22日女川市、25日水戸市でそれぞれ相談会を開催している。

### 3. 「復興に向けた情報交換会」（宮城県柴田町）を開催

11月2日（水）に開催した現地説明・相談会にあわせて、被災した法人・施設の関係者による情報交換会を同会場において開催した。情報交換会には、20名近くの参加者があり事業継続・復興に向けたそれぞれの状況や所在する自治体の対応等について活発な情報交換が行われた。

出席者からは、自らの被災した施設について平成24年（度）中の移転新築を目標に①利用者、職員のためにも一日も早い復興をめざしていること、②移転先となる土地を法人独自で確保（購入予定）したこと、③土地を提供していただくにあたっては譲渡所得課税の特例（収用等により土地建物を売ったときの特例※）を適用できるようにしたこと、④国庫補助を待たずに福祉医療機構の融資を受けて建築を進めること、⑤県の所管課から「被災（流失）した施設（と同じもの）を今建てる場合の見積もりを出してほしい」と言われ対応に苦慮していること、などが報告された。

その他、代替建物での事業復旧にあたっての改築費用や移転先となる土地の造成費についても補助対象にしてほしい、保険金収入による国庫補助金の減額や原状復旧の査定にあたっては現実に即した対応をお願いしたい、等の意見が出された。

情報交換会に出席いただいた厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の荒川英雄課長補佐は、引き続き、関係者の意見や要望を把握していくことに加えて、現在、国会で審議されている第3次補正予算案について触れ、この中には福祉施設の復興に向けて活用できる予算が相当程度盛り込まれているので、成立すれば自治体もより柔軟かつ積極的な対応が図れるようになるのではないかと、この考え方を示した。あわせて、事業の復興に向けてはさまざまな補助金だけではなく、自治体の基金等を活用していくことが必要であり、皆様から自治体に向けて具体的な提案をしていただきたい、との助言があった。

なお、今後も情報交換会を開催してほしいとの要望もあることから、12月19日（月）には宮城県登米市で開催する予定としている。

#### ※「収用等により土地建物を売ったときの特例」

土地収用法やその他の法律で収用権が認められている公共事業のために土地建物を売った場合には、収用などの課税の特例が受けられる。

この課税の特例には、①収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例、②譲渡所得から最高5,000万円までの特別控除を差し引く特例の2つがある。公共事業のために土地建物を売った場合は、これら2つの特例のうち、どちらか一方の特例を受けることができる。

①の特例を受けると、売った金額より買い換えた金額の方が多いときは所得税の課税が将来に繰り延べられ、売った年については譲渡所得がなかったものとされる。

前出の特例は②を活用するもの。この特例を受けるには、次の要件すべてに当てはまる必要がある。

- (1) 売った土地建物は固定資産であること。
- (2) その年に公共事業のために売った資産の全部について収用等に伴い代替資産を取得した場合

の課税の特例を受けていないこと。

(3) 買取り等の申出があった日から6か月を経過した日までに土地建物を売っていること。

(4) 公共事業の施行者から最初を買取り等の申し出を受けた者（その者の死亡に伴い相続又は遺贈により当該資産を取得した者を含みます。）が譲渡していること。

この特別控除の特例は、同じ公共事業で2年以上にまたがって資産を売るときは最初の年だけしか受けられない。

なお、確定申告書には公共事業の施行者から受けた公共事業用資産の買取り等の申出証明書や買取り等の証明書など一定の書類を付けることが必要となる。また、あらかじめ所轄税務署との協議が必要である。（措法33、33の4、措令22、措規14、15、措通33の4-6）

#### 4. 通知「東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について」発出

「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成23年8月11日）において別に定めるとされていた標記事業について、その取り扱いが通知された。平成23年5月2日から適用される。

実施要領では、原子力災害の継続により児童福祉の円滑な実施に支障を来している又はおそれのある児童福祉施設等の園庭の空間線量率を低減するために必要な土壌処理事業を対象事業として定め、国又は県等が園庭の地表面より50センチメートルの位置で測定した空間線量率が、毎時1.0マイクロシーベルト以上となった場合に補助対象となる（激甚法に定める災害復旧事業については別途定め）。

なお、対象となる福祉施設は児童福祉施設、障害児施設等に限定されているが、これは、子どもは放射能による人体への影響が大きいことから、文部科学省所管の学校等の取り扱いに準じて子どもが利用する場所については優先的に土壌の入れ替えなどを行うこととされているため。大人を含めた放射能汚染への対応としては、第3次補正予算において環境省が除染に要する費用を要求している。

本通知の詳細は別添を参照いただきたい。

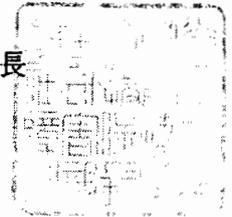
雇児発1031第1号  
障 発1031第1号  
平成23年10月31日

北海道知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



#### 東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について

標記については、「東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助につて」（平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号）の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」の第2において別に定めることとされているが、その取扱については別紙によることとし、平成23年5月2日から適用することとしたので通知する。

東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業実施要領

1 通則

この実施要領は、平成23年8月11日厚生労働省発社援0811第1号厚生労働事務次官通知の別紙「東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「東日本大震災交付要綱」という。）の第2の1において、放射能対策として土壌入れ替えを行う場合にあっては、別に定めるところにより交付対象とされた災害復旧事業（土壌処理事業）に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下「災害復旧費補助金」という。）の取扱について定めるものとする。

2 対象事業

対象事業は、原子力災害の継続により児童福祉の円滑な実施に支障を来している又はそのおそれのある児童福祉施設等の園庭の空間線量率を低減するために必要な土壌処理事業とする。

3 補助対象空間線量率

災害復旧費補助金の対象となる土壌処理事業は、国又は県等が園庭の地表面より50センチメートルの位置で測定した空間線量率が、毎時1.0マイクロシーベルト以上となった場合とする。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和39年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）第3条第1項第6号、第9号及び第2項に定める災害復旧事業は、国又は県等が園庭の地表面より50センチメートルの位置で測定した空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以上となった場合とする。

4 定義

2において、「児童福祉施設等」とは、東日本大震災交付要綱第2の1において、交付の対象とされた施設のうち次の施設をいう。

- (1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
障害福祉サービス事業所（児童デイサービス事業を行うものに限る。）、知的障害児施設、第1種自閉症児施設、第2種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設（入院治療部門）、肢体不自由児施設（通院治療部門）、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、心身障害児総合通園センター、重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）
- (2) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係  
婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支

援センター、児童相談所、一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設、その他施設

(3) 上記(2)のその他施設には、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第35条第3項の届出をしていない又は同条第4項の認可を受けていない施設を含むものとする。

## 5 交付額の算定方法

(1) 土壌処理事業に係る災害復旧費補助金の交付額は、東日本大震災交付要綱第2の2により算出するものとし、この場合において同交付要綱第2の2の

(1)のア及び(2)のア中「別表」とあるのは、本通知の「別表」に読み替えるものとする。

(2) 上記において、同交付要綱第2の2の(10)、(11)、(12)、(13)、(15)及び(16)による補助率の読み替えは、国又は県等が園庭の地表面より50センチメートルの位置で測定した空間線量率が、毎時3.8マイクロシーベルト以上となった場合とする。

## 6 特例措置

本実施要領を制定する前に実施した土壌処理事業において、3で規定する方法で実施した空間線量率の測定結果がない場合には、これまでの国又は県等が実施した空間線量率の測定結果を踏まえて、地表面より50センチメートルの空間線量率が毎時1.0マイクロシーベルト以上又は3.8マイクロシーベルト以上になると推定される場合は、国庫補助の対象とする。

## 別表

### 算 定 基 準

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
社会福祉施設等災害復旧費（厚生労働大臣が認める土壌処理事業に係る分）	公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積もりと工事請負業者の見積もりのいずれか低い方の額	(1)土壌処理費 土壌処理のため直接必要な労務費、材料費（材料の借り上げ費及び運搬費を含む。） (2)事務費 事務費は、土壌処理費に100分の1を乗じて算定する。